

議案第23号

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p><u>（特定個人情報の提供）</u> 第5条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他規程の規定により当該特定個人情</p>	<p>（新設）</p>

報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	(略)
7 教育委員会	<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助(以下「就学援助費」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
8 教育委員会	<u>学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する児童生徒、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める障害の程度に該当する児童生徒又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条各号に掲げる障害の程度に応じた特別の指導を受ける児童生徒の保護者への援助(以下これらを「特別支援教育就学奨励費」という。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>
9 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

(委任)

第5条 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	
6 市長	(略)
(新設)	
(新設)	
(新設)	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	(略)	
6 教育委員会	<u>就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
7 教育委員会	<u>特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
5 市長	(略)	
(新設)		
(新設)		

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民年金法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又

			は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、国民年金法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報又は児童扶養手当法による児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は国民年金法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。